

オルド自由主義の福祉国家危機論と 社会的秩序政策

大谷津 晴夫

(南山大学経済学部講師)

はじめに

ビルマルクの社会保険から起算するならば、ドイツにおける社会国家（＝福祉国家）の歴史はちょうど1世紀を迎えたことになる。この間、社会国家的活動の拡大を素直に「社会的進歩」と受けとめる見方に根本的疑念が呈せられることはまずなかったと言ってよい。しかし、社会国家の成長にいよいよコントロールが失われて自律的運動の様相を呈し始め、その結果歯止めがきかなくなってしまった財政支出の膨張が1970年代中葉に各種社会保障制度を深刻な財政危機に陥しいれるようになると、社会国家の量的拡大をそのまま社会的進歩と等置するようなナイーヴな認識ではすまなくなつたことに多くの人々が気付き始めたことは確かで、社会国家に対する根本的反省の必要性が各方面から声高く呼ばれるようになった。この福祉国家問題が特に1970年代中葉以降において公共的論議の中心に躍り出てくるといった事態は、西ドイツに限られた現象ではなく、西側先進諸国に共通のものである。モスドルフ (S. Mosdorff) が「社会政策のルネッサンス」と称した西ドイツにおける

る近年の社会政策論議の隆盛現象も、西側先進諸国に共通のいわゆる「福祉国家の危機」を背景にしていることは論をまたない。¹⁾

I 福祉国家批判のスペクトラム

本稿の狙いは、この西ドイツにおける近年の福祉国家危機論の主張のポイントを紹介することにおかれている。しかし、この「社会政策のルネッサンス」は、その背後に控えている経済的利害や政治的立場が様々に分岐していることに加えて、問題へアプローチする際の理論的拠点が多極化していることもあって、簡単な紹介では収まり切らない多彩なスペクトラムを見せている。例えば、モスドルフの福祉国家批判論の4分類は、(1)主権的秩序国家から法治国家、社会国家さらには給付国家という具合に国家機能が変質してしまったことに対する保守主義的な国家論次元の批判、(2)社会自由主義の福祉国家構想に対するオルド自由主義の立場からの批判、(3)計画主義と市民の被後見化に対する支配社会学的見地からの批判、(4)国家の営む社会政策にみられる非効率と官僚主義化に対する批判、である。²⁾³⁾

論 文

シュトラッサー (J. Strasser) は、社会国家の限界論を構成する中心的テーゼとして次の 5 つの論拠を取り出している。⁴⁾

1) 「公正な社会秩序という目標は既に達成されている。」これはキリスト教民主同盟 (C D U) とキリスト教社会同盟 (C S U) においては「経済評議会」やその他の特権的グループの利害状況に呼応した主張で、今以上の社会的分配の必要を認めない。

2) 「社会民主主義の社会国家は新たな差別化と貧困を産出している。」これはガイスラー (H. Geißler) の「新社会問題」構想のテーゼであり、⁵⁾ C D U・C S U 政権のスペクトラムにおいては「社会委員会」や慈善諸団体の利害状況を反映している。

3) 「社会国家の拡大は個人の自由を脅威にさらした。」このテーゼは、私的市民の自律性（自己決定・自己責任）原則に侵害を加えることによって市民を絶えず被後見状態におく社会国家の父権主義的姿勢をついた批判である。カトリック社会理論を支える基本原理のひとつである「補完性原理」(Subsidiaritätsprinzip) もこの種の批判タイプに含まれるとみてよいだろう。

4) 「社会国家のこれ以上の拡大は経済の効率性と個人の業績動機づけを危機に陥しいれる。」実質的平等ないし「結果の平等」を法的手段だけでなく行政手段を用いて保障することが社会国家の任務とされる限り、それは業績主義による組織原理と相容れない関係にあり、従って、後者の原理を基本にしている経済システムの効率性を損うことになる、というのがこの批判の趣

旨である。

5) 「オルド自由主義の立場からの秩序政策的論拠」近年このタイプの福祉国家危機論はシステム論的な分析の枠組や術語法を多く採り入れるようになり、システム制御の見地から福祉国家に伏在する制御欠陥に狙いを定めてきている。

以上の福祉国家限界論の整理枠にマルクス主義の側からの批判は入っていないので、これを含めると福祉国家批判のスペクトラムはさらに広がり複雑性を増すことになる。限られた紙数の中でこれらの福祉国家批判論のすべてに目配りするとなると、どうしても内容のない総花的紹介になりがちである。それでは意味がないので、本稿ではオルド自由主義の新世代派の福祉国家危機論と社会的秩序政策に的を絞りたいと思う。結局のところ、オルド自由主義の福祉国家論が福祉国家批判の先頭に立つ中心的理論であることに疑問の余地はないというのがその第 1 の理由である。それに現実政治の面でも、このオルド自由主義が、1982年10月に C D U 主導の連立政権が誕生して以来、政府の社会政策プログラムの産出過程にキリスト教社会派とともに決定的影響力を揮う地位についたことから、社会政策の実践を左右する有力な理論勢力として目離せない存在になっているからである。本来ならば、社会民主主義サイドで模索されている社会政策再生の試みも取りあげてそのオルド自由主義の社会的秩序政策とは対照的な改革の方向を紹介しておきたいところだが、これについては次の機会に譲らざるをえない。⁶⁾

II 福祉国家の危機の諸相

オルド自由主義といつてもここで問題にしているのは、経済学者のヘルダー＝ドルナイヒ（P. Herder-Dorneich）や政治学者のデトリンゲ（W. Dettling）などに率いられたグループのシステム制御的見地からの社会国家の危機分析である。⁷⁾彼らはオルド自由主義の秩序政策の伝統を継承しながらも、他方では、非市場ということから社会領域を秩序政策の適用外においてきたそれまでの自己制約を破ることに躊躇しない。むしろ彼らは、社会の内部構造の転換にともなってコンフリクト潜在圏と化したこの社会領域においてこそ制御の必要性が飛躍的に高まっていることを訴えて、この領域に準市場的な秩序政策の導入を図るという新しい動きに出ている。従って、オイケン（Eucken）、リュストウ（Rüstow）、ミュラー＝アルマック（Müller-Armack）等のオルド自由主義の旧世代から区別する意味で彼らを「新世代派」と呼ぶのが適当であるように思える。

「社会国家の危機」あるいは「社会国家の限界」として言い立てられた問題状況は各論者によってまちまちであるが、社会国家の制御欠陥をその中心に据える点でオルド自由主義の新世代派は一致している。例えば、秩序政策の新しい展開を代表するヘルダー＝ドルナイヒも、社会国家の拡大が制御不能の状態にあるときに「社会国家の危機」と定義している。⁸⁾この定義を構成する2つの条件である社会国家の①拡大現象

と、②制御不能、を示す徵候として彼はいくつかの例をあげている。①の徵候としては、社会国家体制の中で生み出される「要求インフレーション」（Anspruchsspiralen）と「費用爆発」（Kostenexplosionen），②の制御不能状態に陥ったことを示す徵候としては、人々の目的合理的行動を妨げてしまう社会国家諸制度の「不透明性」（Intransparenz），そしてそれらの制度に伏在する「合理性の罠」（Rationalitätenfallen），制度設計にあたっての「社会工学的失敗」（Sozialtechnisches Versagen），制度が錯綜性を極めているために情緒的行為を容れる余地を無くしてしまっている「疎外」（Entfremdung），そして最後に、社会国家諸制度のもたらす帰結が統轄的見地からみて受忍限度を越えた場合に生ずる「正統性の喪失」（Legitimationsverlust）があげられている。⁹⁾

以上のヘルダー＝ドルナイヒの社会国家危機論では、危機の定義水準がシステムとしての制度のレベルにおかれることによって、「システム欠陥としての危機」に分析の照準が合わせられている。勿論、そのシステムを生きる人間の体験世界に焦点を合わせて人間の心理や相互行為のレベルで危機現象の把握を試みることも可能である。この規範的諸構造の定義水準に力点をおいて社会国家の危機を問題にするのが、クラーゲス（H. Klages）の社会心理学的アプローチであり、¹⁰⁾シュロッター（H.-G. Schlotter）などが行っている制度規範における整合性欠陥をつく規範分析的アプローチである。¹¹⁾クラーゲスのテーマは、社会国家の拡大が

論 文

相互行為を規制する互酬性規範ないし等価交換規範に及ぼす侵害によって社会心理的安定性の地平にもたらされる諸問題の解明と対策の検討である。シュロッターの方は、社会保障の担い手を誰にするかの決定を下す際に準拠可能な2つの原理である「連帯性原理」(Solidaritätsprinzip)と「補完性原理」(Subsidiaritätsprinzip)，また、給付の支給を裁定する際に依拠しうる選択可能な2つの原理である「目的原理」(Finalprinzip)と「因果原理」(Kausalprinzip)などを取りあげて、それらの制度規範の間の整合性を検討することがテーマである。

J. ハバーマスが社会組織の2つの原理として用いている「システム統合」(System-integration)と「社会統合」(Sozial-integration)との対概念装置を引き合いに出すならば¹²⁾、システムの制御問題を主題化の中心に据えるヘルダー＝ドルナイヒの方は社会国家のシステム統合の相に分析の照準を合わせているのに対し、相互主体性の構造としての規範的諸構造の地平に分析のメスを入れるクラーゲスやシュロッターのアプローチは社会国家の社会統合の相を問題にしていると言いかえることができるかもしれない。

しかし一般的に言えば、オルド自由主義の理論体系の中に社会統合の相にかかわる諸問題を本格的に主題化して首尾一貫した究明を行う場所は用意されていないとみて差しつかえない。なぜなら、この理論体系の基礎にある人間前提は、間主体的地平を内部にもたずしに専ら「利己心」(self-interest)の命ずるままに利害得失の合理的計算に従っ

て行動するところの「経済人」(homo oeconomicus)に他ならないからである。¹³⁾このようなモナド的人間理解の下では、相互主体性の構造と不可分の関係にある社会統合の次元の問題が首尾一貫した形で主題化されることはない。従って、ヘルダー＝ドルナイヒに代表されるように、オルド自由主義新世代派の社会国家分析は、個別的利害によって動機づけられた「経済人」の戦略的行動を前提にした場合のシステム統合の諸問題に关心を集中させるので、この分析スタンスにおいてはシステムの技術的制御の見地が際立つことになる。

社会国家が行っている給付の内容を検討してみると、社会国家の拡大が防衛・治安・司法等の国家本来の古典的給付の部分ではないに、社会保障制度を介して供給される各種の扶助給付や教育等の準備的給付の部分で生じていることは統計的に確認される。國家の責任の下にその供給が組織化されたこのような給付は、共同供給や共同消費を特徴としているために、通常の私的財の場合と異なって「排除原則」がうまく働くかない公共財的性質をおびている。しかし、社会国家はこのような公共財ないし集合財を幅広く供給することに公的責任を負う体制である以上、公共財の供給と消費につきまとう諸問題をも同時に背負いこむことにならざるをえない。ヘルダー＝ドルナイヒに代表される新世代派は、この公共財およびその類似現象としての集合行為をめぐる問題次元から、社会国家に内在するシステム統合問題を見据えているのである。

排除原則が働くないとなると、「利己心」

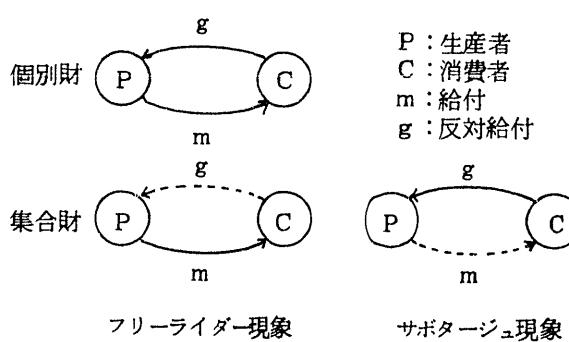
の利害得失計算に従って動く「経済人」のこうどう様式を前提する限り、集合財の需給をめぐって個人レベルの行動合理性と集団レベルの行動合理性との間に亀裂が入り、相矛盾する別個の合理性として乖離してしまうことになる。これがいわゆる「合理性の罠」(Rationalitätenfalle)である。集合財の供給システムや集合行為においてこの合理性の罠は、「フリーライダー現象」(消費者サイド)や「サボタージュ現象」(供給サイド)となって現われる。給付・反対給付原則 (do et des) の厳格な規制に服する通常の個別財と異なり、集合財の供給や消費には常にこのような形の制御欠陥が内在している。(図1 参照)。

このような集合財を供給する際には相反する方向で問題が生ずる可能性がある。すなわち、集合財に対する需要を偽って過少に申告することから生ずる過少供給の問題と、逆に、費用負担の制度として定額拠出制が採用されている場合などに起りうる過剰供給の問題である。費用を負担せずとも消費に与えることができるにもかかわらず(排除原則の適用不可能性)、集合財に対する自分の需要を正直に申告してそれに見合う費用を負担するのは、「経済人」の立

場からすれば愚かな行為である。従って、このような「経済人」(=フリーライダー)が数を増すにつれて集合財の供給は覚束なくなる(過少供給)。社会国家が導入した「強制」は、こうしたフリーライダー行為を防止して集合財の供給を可能にするために案出された重要な手段とみることができる。しかしながら、例えば定額拠出制などによる強制的な費用負担制度でさえも、個人の費用負担と給付との間にある格差を完全に埋めるものではないので、自己負担分以上の給付を得ようとする行動誘因の発生を押えることができない。受益者負担原則から外れた強制的な定額拠出制の下では他人のそうした費用のツケ回し行為を回避することができないので、自分も同じ行為に出てその費用を他者に転嫁しようということになる。こうして、互いの負担転嫁行動は結果的に拠出料の引き上げを招くことになるが、この引き上げが再び他者への費用転嫁戦略を誘発するので、無限の悪循環にはまりこんでしまう。このようにして消費需要は限りなく上方に向ってシフトしていくことになるが、この需要拡大が消費者の真の選好に基づいたものでないことは明らかである(要求インフレーション)。

従って、残された頼りは供給サイドにおける歯止めということになるが、社会国家的活動の拡大はポストの増加につながるので、供給者としての官僚制組織自体が社会給付の拡大に同調する利害構造をもっている。また、選挙という手段を用いて供給サイドにチェックをかける方法も考えられるが、政治家と投票者、投票者としての利害

図1



論文

と消費者としての利害との間に仕掛けられた合理性の罠のために、抑制を求める政治活動自体がタダ乗り可能な集合行為となってしまい、政治家や官僚組織に対する首尾一貫した費用抑制圧力を形成することができない。こうして結局のところ、供給サイドからこの消費拡大に歯止めをかける企ても失敗に帰してしまう（過剰供給）。

このように社会国家が提供する給付には、その需要サイドでも供給サイドでも、幾重にもつながった合理性の罠が待ち構えているのであり、そのように方々に仕掛けられた罠に現にはまり込んでしまっているところに社会国家拡大の真因が探しあてられる。¹⁴⁾従って、この分析立場に立てば、社会国家の拡大をそのまま「社会的進歩」とみなして両手を上げて喜ぶことはできないはずであり、現在の社会給付には、真の需要とは程遠いかなりの「社会的ムダ」(social slack)が含まれているとみるべきだ、というのがオルド自由主義新世代派の主張である。

ヘルダー＝ドルナイヒに代表される社会国家の危機分析が依拠している理念的モデルは、結局のところ、先のクラーゲスなどと同じく、市場システムに典型的にみられる給付・反対給付の等価交換原理の規制に服する自己制御システムであると言えよう。集合財の供給システムは確かにこの自己制御システムから逸脱している（図1参照）。この意味で社会国家の拡張は、一方では、相互行為の安定化原理であった等価交換原理を侵害することによって社会統合を侵食し、¹⁵⁾他方では、単純自己制御システムからの逸脱によってシステム統合の安定を脅か

すことになるのである。そうしてみれば、福祉国家の病弊として常に批判の槍玉に挙げられことになる公共財に対する消費者の物取り主義的心性、要求インフレーション、フリーライダー心理、そして各種社会保障制度における費用爆発などの一連の危機的現象は、等価交換原理を組織化原理としていた社会組織における構造転換に付随して社会統合およびシステム統合の地平に現われてきた問題現象であることがわかるのである。

等価交換原理を侵害する要素としてさらに付け加えるならば、社会保障の給付の決定にあたって、ニーズの発生事実を中心にしてそれ以外の支給要件を問わない「目的原理」が、受給資格の取得を支給の前提条件として課す「因果原理」に代って採用される場合も、フリーライダー心理の助長を通じて給付・反対給付ルールを損ねることになろう。

また、「行政システムの合理性欠陥」として括ることのできる社会国家諸制度の錯綜性も、個々人の費用負担と便益享受との間の帰属関係の識別を困難にさせてるので、等価交換原理の失効化と類似の効果をもたらすはずである。一般的にみて、等価交換関係に加えられる侵害は業績主義の動機づけを弱め、フリーライダー心理を強化する方向に働くとみて間違いないだろうと思われる。

オルド自由主義の新世代派が、上に素描したように集合財の需給に伏在する制御欠陥を社会国家のアキレス腱的問題として重視していることに間違いはないが、これ以

外に組織化社会やサービス社会化にともなう制御問題の重心の移動にも注意を怠っていない。¹⁶⁾

オルド自由主義新世代派にとっての組織をめぐる社会問題は、経済および政治の地平における組織化された利害と非組織利害との間の利害代表力の非対称性から生ずる様々なコンフリクトである。この場合も、公共財理論から発展した組織化可能性についての集合行為論の分析が多いに利用され、制御的見地から組織の問題に分析のメスが入れられている。

他方、サービス社会化にともなう問題は、そもそもサービス供給には通常の財にはない特異性が備わっていること、また量的にも、脱工業社会においてはそのサービスが経済活動の中心を占めるようになることから生れてくる。

教育や医療のケースに典型的に示されているように、サービス供給の際には生産は直接顧客に対してその都度行われることになり、生産行為と消費行為は同時的でかつ一回的であるという意味で同一行為である。従って、サービス供給の際には生産者と消費者との双方の協働がなければその目的は成就しえないのである。このサービス供給に特有の性質をヘルダー＝ドルナイヒは「同一行為原理」(uno-actu-Prinzip)と名付け、そこに伏在する制御問題を検討している。¹⁷⁾

「同一行為原理」から直接間接に派生してくるサービスの属性として、①貯蔵不可能性、②輸送不可能性、③合理化チャンスの不足、④不等質性、⑤高い所得弾力性、

などの特徴がある。これら一連の属性は、通常の財ならば可能となるはずの市場による効率的処理を阻む障害となる。

①と②については説明を加えるまでもないだろう。③は「同一行為原理」に直接帰因するもので、生産行為と消費行為との間の分離不可能性が生産過程の合理化を妨げてしまうのである。④についても、サービス供給が本来多様なニーズをもった顧客相手のその場その場の一回的給付であることを念頭におけば理解される。この不等質性はサービス相互の質的比較を困難にし、給付の評価を不可能にさせてしまう場合も稀ではない。サービス給付を評価する客観的手立てが見つからないことから、えてして消費者はその価格でもって給付の質を評価しがちである。すると、価格の上昇がかえって需要を伸ばすという一見奇妙な現象もでてくる。あるいはまた、サービス給付に付きもののこのような不透明性が、消費者が自らの判断に従って需要を決定することを困難にさせてしまうので、専門的知識をもった供給者の他律的判断に需要の決定を委ねてしまうといったケースも出てくる。こうなると供給それ自体が必要を決定することにも等しいので、需要による歯止めを外された自律化したサービス供給は、際限なく拡大を続けていくことになる。⑤の所得弾力性が高いという性質も、サービスに対する需要を加速化する方向に働く要因である。

このように市場による制御になじみにくいサービス供給が産業活動の中心を占めるようになれば、脱工業社会における制御

論 文

問題の重心は、当然、第1・2次産業部門から第3次産業部門に移動してくる、とオルド自由主義新世代派はみるわけである。この点に関してヘルダー＝ドルナイヒは次のような認識を示している。「サービス供給は工業と違って純粹な市場経済では容易に克服できない幾つかの問題を提起する。サービス供給部門の相対的拡大に応じてこうした問題の比重も増してくる。今日の医療制度や教育制度に生じている費用爆発が例示しているように、そうした問題がしまいには社会を破裂させてしまいかねないほどの問題圧力をもってくることも考えられる。¹⁸⁾」

III 社会的秩序政策

さて、以上の如くに捉えられた社会国家をめぐる問題状況は、学問に対して一体どのような課題を突きつけることになるのだろうか。オルド自由主義新世代派は、これを学間に突きつけられた3重の挑戦として受けとめている。第1は、まず現象をしっかりと把握し、安定化のための適切な社会工学技術を開発することである。その際に、焦眉の的である制御欠陥の発生場所が、これまでに学問的関心の中心を占めることのなかった社会国家の諸領域であることが、第2の挑戦的課題を提供しているのである。つまり、こうした問題領域にアプローチするには、これまでと違った新しい考察方法に依拠する必要が出てくるし、研究重心の移動も不可避である。学問に対する第3の挑戦は、社会国家の諸システムに対して秩

序政策的立場からの洞察を加えた上で、問題の解決策を求めるにあたっては、危機管理を狙いとした個別的介入で満足することなく、全体の作用連鎖を包摂したひとつの秩序を得るように努めなければならない、という要請から出てきている。¹⁹⁾

ヘルダー＝ドルナイヒに代表されるオルド自由主義新世代派は、「経済システム論」や「社会サイバネティクス論」の枠組に近年躍進著しい「新政治経済学」の提供する重要な貢献を取り込むことによって、こうした要請に応えようとする。後者の「新政治経済学」は、1950年代末に初めは「選挙の経済分析」や「政治の経済分析」として登場したものであるが、その後、制度の理論としての一般化を目指す一派も徐々に形成されるなどして、近年急速に注目を集めようになった。社会国家における制御問題発生の中心的場所と判断された社会領域への侵攻を狙う新世代派にとってみれば、非市場領域への経済分析手法の応用から始まった「新政治経済学」がこの間に開発し蓄積してきた各種の分析装置や制御のためのノウハウおよび制御手段のストックは、確かに魅力的な武器庫と映るに違いない。ともかくも、このような理論的陣容を背にして、社会国家的な諸領域が陥っている拡大の螺旋運動に歯止めをかけ、これを均衡に向けて誘導するための戦略が、新世代派の掲げる「社会的秩序政策」(soziale Ordnungspolitik)なのである。

新世代派にとって最も基本的と思われる政策課題は、社会国家を安定化させる制御技術の開発である。彼らは、社会国家のア

キレス腱である「合理性の罠」からの脱出、すなわち、個別利害を一般利害に転化する課題を、複雑な利害葛藤の下におかれた道徳的主体の超自我機構に訴えて（「道徳的説得」moral suasion），個人の自主的解決に委ねようとしても所詮無理な話であるとする。とすれば、残る方法は、個別利害によって動機づけられた「経済人」の戦略行動を与件として認めてしまった上で、そうした個別行動が結果的に一般利害を実現するにその外的条件を効果的に組織化することである。この道徳的主体に任せられていた機能を肩代わりさせるべく設計された外的刺激の体系がとりもなおさずここでの制御技術である。言いかえるならば、秩序政策が目指している社会制御技術とは、「見えざる手」の論理がプラスに働くように設計された外的刺激の体系にはかならない。こうした社会制御技術の開発と適切な運用こそが、オルド自由主義新世代派の考える社会領域での秩序政策の課題なのである。

社会的秩序政策は「包括的秩序政策」(umfassende Ordnungspolitik) といいかえられる場合があるように、新世代の秩序政策には、①秩序政策の適用される領域の包括性、②使用される制御手段の包括性、そして③秩序政策が導入されるレベルの包括性、などの特徴がある。

秩序政策の適用場面が非市場領域にまで押し広げられてくると、当然のことにも市場という制御手段だけに頼りかかっているわけにはいかなくなる。ここで注目されるのが、「新政治経済学」が開発してきた、選

挙、グループ交渉、官僚制、それに異議申し立てと退出などの制御媒体なのである。

しかし、社会的秩序政策には致命的な難点があるようと思われる。それは、秩序政策の遂行主体がオルド自由主義の理論体系の中からは現われてこないという決定的なアポリアである。言いかえれば、ヘルダードルナイヒが「個別合理性」「集団合理性」を越えた最上位の合理性として言及したにとどまったところの、社会的利害を斟酌する「メタ合理性」の担手がこの理論体系の中に居場所を見い出せないのである。これは間主体的地平を持ちあわせない「経済人」の人間前提の上に社会制御技術の樹立を目指す「社会工学」には不可避のアポリアなのである。

おわりに

さて、ここまでオルド自由主義新世代派の福祉国家危機論や社会的秩序政策のあらましを紙幅の許す限り概観してきたところで、最後に改めて新世代派の秩序政策の特徴と問題点を思いつくままに拾いあげてみよう。

1) 新世代派の究極の狙いは、社会国家全般の制御を管掌する「社会工学」の確立である。この意味では、社会的秩序政策と並んでよく用いられている「包括的秩序政策」の呼称の方が新世代派の秩序政策の狙いとするところをよく伝えていると言えるかもしれない。

2) 制御の見地から問題化しなければならない領域が広がってくること自体について

論 文

ては、社会史上の過程にも止目した説明を付け加えておくべきだろうと思われる。すなわち、制御政策としての秩序政策に対する需要が各領域に広がるという事態を裏返して見てみれば、それは、相互主体性の構造を通じてそれまで伝統的に維持されてきた社会文化インフラストラクチャーに亀裂が入り、その結果コンフリクト潜在圏と化したその領域が制御の必要のために社会統合の地平からシステム統合の地平に移されてくることを意味している。言いかえれば、社会統合の行動圏とシステム統合の行動圏とを分ける境界線のこうした移動は、戦略的・功利主義的行動圏が政治・文化・伝統的生活分野の中に侵出してくることに他ならない。

3) 新世代派は最後の段になって集団レベルの合理性の洞察とそれへの自己定位を説くがこの「啓蒙」が、個別レベルの目的合理性のみに従う戦略的行動者を大前提に置いている自らの理論体系に対する裏切り行為であることは明白であるにもかかわらず、彼らはそれが理論的飛躍であることを自覚していないようである。このような啓蒙が可能となるためには、啓蒙の受け手である戦略的行動者は、各レベルの行動合理性の是非の判断を司る最終審決機関としてヘルダー＝ドルナイヒによって措定された「メタ合理性」の命令に服する義務を自らに課すことのできる道徳的主体でなければならぬはずである。しかし、ヘルダー＝ドルナイヒの「合理性の罠」の問題構制の中でこのメタ合理性についての論究は皆無であり、そのことは、彼ら新世代派の理論

体系の基礎にある「経済人」に相互主体的地平が欠如していることと深く関係している。

4) 以上に関連して、社会的合理性の学習と社会統合を可能にする参加過程を制度化した社会政策を考えるヴィドマイラー(H. P. Widmaier)の社会政策構想は注目に値いすると言えよう。この意味で社会統合に照準を合わせた「参加科学」を志向するヴィドマイラーの社会政策構想の方向は、システム統合に照準を合わせた「社会工学」を志向する社会的秩序政策とは対照的位置に立つことになるからである。今回紹介のできなかった社会民主主義サイドにおける社会政策改革の試みも、この方向に再生の道を探ろうとしていることを付記しておく。

(注)

- 1) S. Mosdorff, Die sozialpolitische Herausforderung: Wohlfahrtsstaatskritik, Neue Soziale Frage und die Zukunft der deutschen Sozialpolitik, Köln 1980, S.15f.
- 2) 新自由主義のこと、ORDOと略称される年報Jahrbuch für die Ordnung von Wirtschaft und Gesellschaftを拠点にして論陣を張ってきたのでこの名がついた。
- 3) S. Mosdorff, a.a.O., S.36~57.
- 4) J. Strasser, Grenzen des Sozialstaats?: Soziale Sicherung in der Wachstumskrise, Köln 1983, S.40~59
- 5) H. Geißler, Die Neue Soziale Frage: Analyse und Dokumente, Freiburg 1976, 参照。もっぱら労資の階級コンフリクトに

標準を合わせてきた伝統的社會政策からは死角に隠れ、従ってその救済の綱の目からこぼれ落ちがちであった社會の非特權者層や非組織者に被寄せされた諸問題が、「新社會問題」と称されている。従ってこれは、19世紀以来の労働者問題としての社會問題の切り取り方と違って、生産過程外の生活諸領域に眼を向けてその次元で問題を捉えようとするところに特徴がある。

6) 具体的に文献名を挙げるとすれば、ドイツ労働組合連合（DGB）付属の經濟・社會科学研究所の研究員シュタントフェスト（E. Standfest）を中心とするプロジェクトチームがまとめあげた研究報告書

Sozialpolitik und Selbstverwaltung : Zur Demokratisierung des Sozialstaats, Köln 1978, が、社會民主主義サイドにおける社會政策改革の具体的見取図を示した研究として大いに注目される。

7) オルド自由主義新世代派を核に据えた共同の仕事が、現在次のような形で公刊されている。W. Dettling (Hrsg.), *Macht der Verbändee – Ohnmacht der Demokratie?*, München 1976; W. Dettling u.a., *Die Neue Soziale Frage und die Zukunft der Demokratie*, München 1977²; W. Dettling (Hrsg.), *Die Zähmung des Leviathan*, Baden-Baden 1980; P. Herder-Dorneich, H. Klages, H.-G. Schlotter (Hrsg.), *Überwindung der Sozial-*

staatskrise, Baden-Baden 1984; F. Fürstenberg, P. Herder-Dorneich, H. Klages (Hrsg.), *Selbsthilfe als Ordnungspolitische Aufgabe*, Baden-Baden 1984.

8) P. Herder-Dorneich, *Sozialstaatskrise und Soziale Ordnungspolitik*, in: P. Herder-Dorneich, H. Klages, H.-G. Schlotter (Hrsg.), a.a.O., S. 24.

9) a.a.O., S. 24f.

10) H. Klages, *Gesellschaftliche Probleme des Sozialstaats – Dimensionen und Lösungsperspektiven*, in: a.a.O., S. 101–127.

11) H.-G. Schlotter, *Die Grenzen des Sozialstaates als normatives Problem*, in: a.a.O., S. 69–99.

12) J. Habermas, *Legitimationsproblem im Spätkapitalismus*, Frankfurt a.M. 1973, S. 12–19,

細谷貞雄訳『晚期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店, 1979年, 5~12頁。

13) W. Dettling u.a., *Die Neue Soziale Frage und die Zukunft der Demokratie*, a.a.O., S. 137; P. Herder-Dorneich, *Der Sozialstaat in der Rationalitätenfalle: Grundfragen der sozialen Steuerung*, Stuttgart 1982, S. 23ff.

14) P. Herder-Dorneich, *Der Sozialstaat in der Rationalitätenfalle*, a.a.O., 97.

15) H. Klages, a.a.O., S. 107f.

16) 注7)に挙げておいた文献の中では最初の3点が主にこれらの問題に取り組んでいる。

17) P. Herder-Dorneich, *Soziale Ordnungspolitik: Mit neuen Strategien gegen Steuerungsdefizite*, Stuttgart 1979, S. 42, sowie W. Dettling u.a., a.a.O., S. 77.

18) P. Herder-Dorneich, *Soziale Ordnungspolitik*, a.a.O., S. 42.

19) P. Herder-Dorneich, H. Klages, H.-G. Schlotter (Hrsg.), *Überwindung der Sozialstaatskrise*, a.a.O., S. 7f.

20) P. Herder-Dorneich, *Sozialstaatskrise und Soziale Ordnungspolitik*, a.a.O., S. 17–24.

21) H. P. Widmaier, *Sozialpolitik im Wohlfahrtsstaat: Zur Theorie politischer Güter*, Hamburg 1976, S. 167–169.